

# 姫島村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 姫島村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	23.3 (1,656人/71ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(姫島村処理区)		
処 理 場 数	1施設(姫島村浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	大分県下水道船団方式事業により、施設や事務等の管理・運営の一部を杵築市及び国東市と共同で行っています。また、離島という地理的・社会的不利な地域であり、広域化は困難な状況ですが、今後、共同化・最適化についても、検討を行っていきます。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・糞排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき4段階(①6m <sup>3</sup> まで600円、②7m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで100円/m <sup>3</sup> 、③31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> まで120円/m <sup>3</sup> 、④51m <sup>3</sup> 以上140円/m <sup>3</sup> )で算定し、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,200 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,373 円
	平成30年度	2,160 円		平成30年度	2,353 円
	平成29年度	2,160 円		平成29年度	2,356 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	○所管課：生活環境課 ○職員数：課長1人、参事1人、事務員3人（うち嘱託職員1人）、業務員11人（うち嘱託職員2人） 計16人 ○事業：簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、生活環境に関する事業（ごみ収集等）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	大分県下水道船団方式事業の中で汚泥脱水、中央監視、水質試験を委託で行っているものの、離島という地理的・社会的に不利な地域であり、困難な状況です。
	イ 指定管理者制度	離島という地理的・社会的に不利な地域であり、困難な状況です。
	ウ PPP・PFI	離島という地理的・社会的に不利な地域であり、困難な状況です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	規模が小さく、費用対効果が見込めないため、利用予定はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり
--------

2. 経営の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口減少に伴い使用料収入は減少し財政運営は厳しくなる一方で、老朽化による機械設備等の更新需要が高まっています。本村では、平成26年度に浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な設備更新に取り組み、実施しました。今後は、令和元年度に策定した、ストックマネジメント計画及び耐震実施計画を基に、さらなる経営の健全化を図りながら、下水道の安定的、持続的な運営に努めます。</li> <li>○ 公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者への加入促進を継続的にを行い、快適で安全安心な村づくりに貢献します。</li> </ul>
---

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>ア) 投資の目標に関する事項 特定環境保全公共下水道事業の全体計画に基づく建設事業は完了しています。今後は、長寿命化対策の実施及び再構築基本設計(ストックマネジメント計画、耐震実施計画)を策定し、安定した施設運営を図る計画です。</p> <p>イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 管渠の整備は完了しています。また、処理場については平成8年度の供用開始から20年以上経過しており、処理場の機器・電気設備が老朽化したため平成25年度から平成30年度にかけて国庫補助事業により長寿命化対策を実施しました。さらに、令和元年度より再構築基本設計(ストックマネジメント計画及び耐震実施計画)を基に、計画的な更新事業を計画しています。その他、単独事業として公共共す設置工事等を計画しています。</p> <p>ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項 大分県下水道船団方式事業を継続し、施設や事務等の一部を共同して維持管理等に努めます。なお、離島という地理的・社会的に不利な地域であり、広域化は困難な状況ですが、今後、共同化・最適化についても、検討を行っていきます。</p> <p>エ) 投資の平準化に関する事項 長寿命化と再構築基本設計(ストックマネジメント計画、耐震実施計画)に基く対策を計画的に実施します。その他の大規模投資は行わない計画です。</p> <p>オ) 民間活力の活用に関する事項 離島という地理的・社会的に不利な地域であり、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であるため費用は計上していません。</p>
---

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>ア) 財源の目標に関する事項 投資に関する財源は、国庫補助金と財源措置がある下水道事業債及び過疎対策事業債を活用し、一般会計繰入金を抑制する計画です。</p> <p>イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 過疎化により処理区域内の人口が減少し、料金収入の増加を見込むのは困難な状況と考えます。また、使用料の見直しについては、村民に係る負担を軽減し加入促進を図るため、現行の料金体系を維持しつつ、段階的に改定を検討していきます。</p> <p>ウ) 企業債に関する事項 建設改良費のうち国庫補助対象事業を適切に見込み、残りの建設改良費の財源として地方債の発行を予定しています。</p> <p>エ) 繰入金に関する事項 地方債の償還財源及び使用料をもって不足する維持管理費の財源として、一般会計繰入金を計画しています。令和4年度に地方債償還金がピークを迎えるため、その後は地方債償還金の減少に伴い一般会計繰入金を減少していく見込みです。</p> <p>オ) 資産の有効活用に関する事項 未利用の土地、施設等が無いため資産を活用する計画はありません。</p> <p>カ) その他 国庫補助金、下水道事業債及び過疎対策事業債については、現行制度に基づいて計上しています。</p>
---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>ア) 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など） 離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であるため計上していません。</p> <p>イ) 職員給与費に関する事項 2人分の職員給与費を計上しています。</p> <p>ウ) 動力費に関する事項 マンホールポンプ6か所、処理場1か所にかかる電力料金を計上しています。</p> <p>エ) 薬品費に関する事項 放流水の水質管理及び滅菌処理を行うための薬品費を計上しています。</p> <p>オ) 修繕費に関する事項 施設維持や車両等の修繕に係る費用を計上しています。</p> <p>カ) 委託費に関する事項 施設保安点検業務、汚泥運搬業務、廃液処分業務、フォークリフト点検業務等に係る費用を計上しています。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大分県下水道船団方式事業を継続し、施設や事務等の一部を共同して維持管理等に努めます。なお、離島という地理的・社会的不利な地域であり、広域化は困難な状況です。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に、再構築基本設計(ストックマネジメント計画、耐震実施計画)の策定及び計画に基づく長寿命化対策に要する経費を計上しています。その後は国の財政支援等の動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現行料金体系は一部を基本料金として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後もこの体系を維持しつつ、段階的に使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	未利用の土地・施設等が無いため該当ありません。
その他の取組	建設改良費については、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な地方債の借入など、適切な財源確保について検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であると考えています。
職員給与費に関する事項	今後、長寿命化を実施する計画のため、費用を削減するのは困難な状況であるとと考えています。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を行い、コストの縮減に努めます。
薬品費に関する事項	放流水の水質管理、滅菌処理に必要な費用のみを計上し、今後も一括購入等の購入方法の見直しなどに取り組んでいきます。
修繕費に関する事項	長寿命化対策の実施により、機器及び電気設備を更新するため施設維持に係る修繕費用は減少するものと考えています。
委託費に関する事項	保安点検業務等の必要な費用のみを計上し、今後も見積もり徴収や契約内容等の契約方法の見直しなどに取り組んでいきます。
その他の取組	供給区域内において、下水道へ未接続の家庭等に対し、接続するよう啓発活動を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行います。また、必要に応じて見直しを行い、PDCAサイクルを働かせ、収支計画の向上を図ります。
---------------------	---

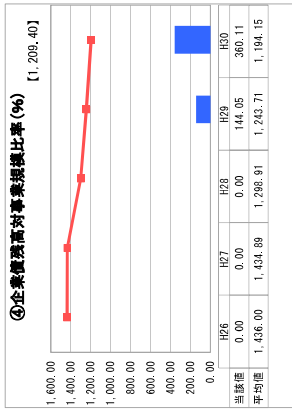
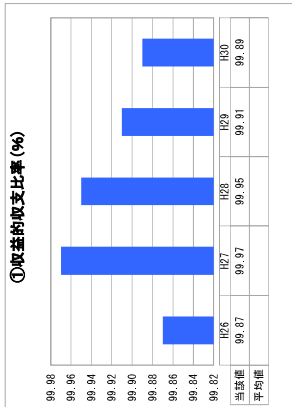
# 経営比較分析表（平成30年度決算）

大分県 堀島村

業種名 下水道事業	事業名 特定環境保全公共下水道	類似団地区分 D2	管理者の情報 非設置	人口(人) 2,034	面積(km <sup>2</sup> ) 6.99	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 290.99
自己資本構成比率(%) 該当数値なし	普及率(%) 84.00	有収率(%) 96.55	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) 2,160	処区域域内人口(人) 1,685	処区域面積(km <sup>2</sup> ) 0.71	処区域域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 2,373.24
資金不足比率(%) -						

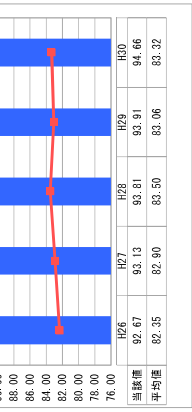
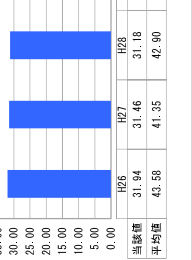
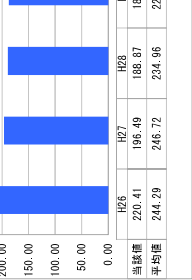
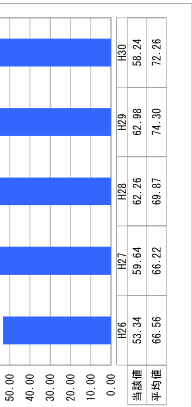
グラフ凡例  
■ 当該団体の値(当該値)  
— 類似団体平均値(平均値)  
【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性

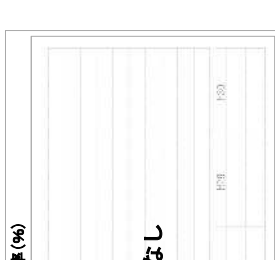
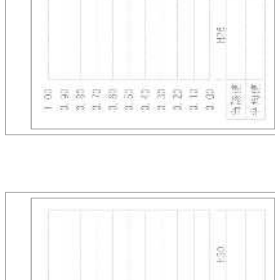


## 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、使用料収入は人口の減少により減少しているものの、一般会計からの繰入を行い収支比率は概ね均衡している。今後も使用料収入の確保及び維持管理費の削減に努める。  
②黒字欠損金については、浄化センター建設費や松岡方式建設費負担金等の施設整備に際しては減少している。また、後年度の負担ならぬように、ピーク時の平成10年度以降毎年債務残高は減少している。また、後年度の負担ならぬように、全付料の繰入金を充てている。償還には一般会計からの繰入金を充てている。償還には一般会計からの繰入金を充てている。  
③流動比率については、歳出削減を行っているが、繰戻平均より低く推移している。加入促進を図るため料金の値上げは困難なことから、今後とも維持管理費の削減に努め、経営の健全化を図る。  
④汚水処理原価は、親回及び団平均に比べて低い。有収水量が人口の減少により減少傾向にあるが、引き続き接続率の向上による有収水量の増加及び維持管理費の削減に努め、経営の健全化を図る。  
⑤施設利用率は、人口減少に伴う有収水量の減少により減少傾向にある。また、今後のストックマネジメント計画に適切な施設規模を把握し、スペックダウン等を検討する。  
⑥水洗化率は、公共用水域の水質保全のため加入促進に努め、今後、本路線世帯への普及促進を図り、水洗化率の向上に努める。



## 2. 老朽化の状況



## 全体概括

普及率は、83.99%であり、漁業集排水事業と合わせると100%となっている。水洗化率は、94.7%。漁業集排水事業と合わせて94.8%である。今後引き続き本路線世帯への加入促進を図り、水洗化率100%を目指す。  
浄化センターは供用開始から22年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。今後、施設の維持補修費の増加が懸念される。増加が見込まれるが、平成26年度に策定した長寿命計画に沿った計画的な設備更新に取り組んだ。現在は、令和元年度にストックマネジメント計画を策定し実施方針に依り、さらなる経営の健全化を図りながら下水道の安定的、持続的な運営に努める。

## 2. 老朽化の状況について

浄化センターは平成8年度から供用を開始し、22年を経過しているため、施設の増加が進んでいる。平成26年度に策定した長寿命計画に沿った計画的な設備更新に取り組んだ。また、今後は、平成30年度に策定したストックマネジメント計画を策定し実施方針に依り、さらなる経営の健全化を図る。管理は平成年度に教養してからの22年を経過しているが老朽化は見られない。今後はストックマネジメント計画の実施方針に伴う適切な維持管理を行い、計画的な維持補修及び更新を検討する。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1 総	収益	57,322	58,259	60,530	62,873	62,656	60,271	55,174	53,992	52,216	51,745	51,390	49,720
(1) 営業	業	17,352	17,473	17,161	16,855	16,556	16,261	15,974	15,692	15,416	15,145	14,880	14,620
	受託工事	17,352	17,473	17,161	16,855	16,556	16,261	15,974	15,692	15,416	15,145	14,880	14,620
	その他												
(2) 営業	業	39,970	40,786	43,369	46,018	46,100	44,010	39,200	38,300	36,800	36,600	36,510	35,100
	他会社	36,682	40,786	43,369	46,018	46,100	44,000	39,200	38,300	36,800	36,600	36,500	35,100
	その他	3,288					10					10	
2 総	費用	32,611	32,916	32,356	31,804	31,256	30,901	30,517	30,321	30,265	30,326	30,281	30,224
(1) 営業	業	28,534	29,422	29,153	29,294	29,328	29,451	29,464	29,552	29,611	29,680	29,671	29,658
	職員給与	11,621	11,015	11,525	11,613	11,697	11,768	11,839	11,879	11,986	12,024	12,046	12,002
	退職手当												
	その他	16,913	18,407	17,628	17,681	17,631	17,683	17,625	17,673	17,625	17,656	17,625	17,656
(2) 営業	業	4,077	3,494	3,203	2,510	1,928	1,450	1,053	769	654	646	610	566
	支払利息	4,077	3,084	2,783	2,097	1,523	1,053	664	388	281	280	251	215
	うち一時借入金利息												
	その他		430	420	413	405	397	389	381	373	366	359	351
3 収支差引	(A)-(D)	24,711	25,343	28,174	31,069	31,400	29,370	24,657	23,671	21,951	21,419	21,109	19,496
1 資本	的収入	14,018	30,514	231	115,232	110,200	200	200	38,200	56,200	200	200	200
(1) 地	方		18,400		46,000	44,000			17,000	25,000			
	うち資本費平準化												
(2) 他	会社	9,718	2,114	231	5,982	5,700	200	200	2,200	3,200	200	200	200
(3) 他	会社												
(4) 固	定資産売却												
(5) 国	(都道府県)補助	4,300	10,000		63,250	60,500			19,000	28,000			
(6) 工	事												
(7) そ	の												
2 資本	的支出	38,686	55,841	28,391	146,388	141,603	29,549	24,799	61,935	78,129	21,574	21,312	19,726
(1) 建	設	13,990	30,485	200	115,200	110,200	200	200	38,200	56,200	200	200	200
	うち職員給与												
(2) 地	方	24,696	25,356	28,191	31,188	31,403	29,349	24,599	23,735	21,929	21,374	21,112	19,526
(3) 他	会社												
(4) 他	会社												
(5) そ	の												
3 収支差引	(F)-(G)	△ 24,668	△ 25,327	△ 28,160	△ 31,156	△ 31,403	△ 29,349	△ 24,599	△ 23,735	△ 21,929	△ 21,374	△ 21,112	△ 19,526

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(I)	43	16	14	△ 87	△ 3	21	58	△ 64	22	45	△ 3	△ 30
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	19	62	78	92	5	2	23	81	17	39	84	81
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	62	78	92	5	2	23	81	17	39	84	81	51
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	62	78	92	5	2	23	81	17	39	84	81	51
(N)-(O) 赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足の額	(R)												
営業収益一受託工事収益	(B)-(C)	17,352	17,473	17,161	16,855	16,556	16,261	15,974	15,692	15,416	15,145	14,880	14,620
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足の額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(U)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	205,940	198,984	170,793	185,605	198,202	168,853	144,254	137,519	140,550	119,216	98,104	78,578
○他会計繰入金													

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		36,682	40,786	43,369	46,018	46,100	44,000	39,200	38,300	36,800	36,600	36,500	35,100
うち基準内繰入金		29,165	29,241	31,363	33,673	33,346	30,822	25,683	24,543	22,630	22,074	21,783	20,161
うち基準外繰入金		7,517	11,545	12,006	12,345	12,754	13,178	13,517	13,757	14,170	14,526	14,717	14,939
資本的収支分		9,718	2,114	231	5,982	5,700	200	200	2,200	3,200	200	200	200
うち基準内繰入金		28	29	31	32								
うち基準外繰入金		9,690	2,085	200	5,950	5,700	200	200	2,200	3,200	200	200	200
合計		46,400	42,900	43,600	52,000	51,800	44,200	39,400	40,500	40,000	36,800	36,700	35,300